公益財団法人宮崎県芸術文化協会助成金交付要綱

（趣 旨）

第１条　この要綱は、公益財団法人宮崎県芸術文化協会（以下「芸文協」という。）が、宮崎県の芸術文化の振興に寄与するために、芸文協定款（以下「定款」という。）第４条の規定により、芸術文化団体に対する助成を適正に実施するため、助成金の交付に関して、必要な事項を定める。

（助成対象及び補助率）

第２条　この助成金の交付対象となる活動は、宮崎県内に所在している芸術文化団体の事業とする。ただし、宗教的または政治的な宣伝意図を有するものや、営利を主目的とするもの、５年以内にこの助成金の交付を受けている団体が実施する事業は除く。

２　この助成金の額は、予算の範囲内で事業費の２分の１以内、１０万円を限度とする。

（助成金の交付申請）

第３条　この助成金の交付を希望する芸術文化団体は、助成金交付申請書（様式第１号）に、事業計画書（様式第２号）ならびに収支予算書（様式第３号）、これまでの文化活動実績を示す資料を添付して、別に定める日までに芸文協会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

（助成金の交付の決定及び通知）

第４条　第３条の規定による助成金交付申請書の提出があったときは、総務財政専門委員会の審査に基づいて、会長が交付の決定をするものとする。助成金の交付を決定したときは、助成金交付決定通知書（様式第４号）により助成金の交付申請者（以下「助成対象者」という。）に通知する。

（助成金交付の条件）

第５条　会長は助成金の交付を決定する場合において、交付の目的を達成するために必要な条件を附することができる。

（申請の取り下げ）

第６条　助成対象者は、第４条の規定による通知を受理した場合、助成金の交付決定の内容または、それに附された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受理した日から１０日を経過した日までに申請を取り下げることができる。

（計画の変更）

第７条　助成対象者は、助成事業の内容を変更しようとするとき（軽微な場合は除く。）は、あらかじめ助成金変更申請書（様式第５号）に、事業変更計画書（様式第６号）及び変更収支予算書（様式第７号）を添えて会長に提出し、その承認を受けなければならない。

（計画の中止または廃止の承認）

第８条　助成対象者は、助成事業を中止し、また廃止する場合は、会長の承認を受けなければならない。

（助成金の交付方法）

第９条　この助成金は概算払いによることができるものとし、交付決定通知後助成対象者から請求書（様式第８号）が提出された後、交付する。

（実績報告）

第10条　助成対象者は、事業終了後１ケ月以内、ただし３月１０日以降に完了する事業については４月１０日までに、事業実績報告書（様式第９号）に事業実績書（様式第２号）並びに収支決算書（様式第３号）を添えて提出しなければならない。

（助成金の額の確定及び通知）

第11条 会長は前条の規定による報告を受け、その内容、成果等を審査の上適当と認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額の確定通知書（様式第１０号）により当該助成対象者へ通知するものとする。

（事業の調査及び検査）

第12条　会長は、助成金の交付の目的を達成するために必要と認めるときは、事業の遂行の状況を調査し、帳簿及び関係書類等を検査することができる。

（助成金の返還）

第13条　会長は、助成対象者が次のいずれかに該当するときは、総務財政専門委員会の審査に基づいて、助成金の額を減額し、一部又は全額の返還を請求することができる。

　(1)　助成金の交付の申請に関して不正の事実があった場合

(2)　交付した助成金を目的以外の用途に使用した場合

(3)　助成金の交付決定の内容又はこれに附した条件に違反していると認められる場合

(4)　助成対象事業の遂行の状況調査や必要書類等の検査を拒んだ場合

(5)　その他この要綱に定めるところに違反したと認められる場合

（帳簿及びその証拠書類の保管）

第14条　助成対象者は、助成対象事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整理し、事業完了の年度の翌年度から５年間保管しなければならない。

（その他）

第15条　この要綱に定めるもののほか、助成に関して必要な事項は別に定める。

附則

　１ この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

　２　平成３０年１２月１８日一部改正、平成３１年度公益財団法人宮崎県芸術文化協会助成事業から適用する。